

(仮称) 秋田公立美術大学の法人化基本方針 (素案)

公立大学法人化の必要性とその方向性

平成 25 年 4 月の開学を目指す、(仮称) 秋田公立美術大学の法人化に関する基本的な考え方については、大学の基本構想を踏まえつつ次のとおりとする。

1 公立大学法人化の必要性

新大学が、少子化・大学全入時代という厳しい時代に生き残り、また、特に個性が必要とされる美術系大学として、4 年制大学化の目的を自立かつ確実に実現していくためには、大学運営の自由度が高まり、どのような大学とするかを自己責任において立案・実行し、かつ外部に発信していく「公立大学法人化」が必要であることから、法人化への移行を行う。

2 公立大学法人化の方向性

公立大学法人として、大学の従来 of 管理運営組織のあり方の見直しと、教職員の意識改革などにより大学の活性化を促し、「競争に打ち勝つことのできる特色ある大学」としての基盤を確立するため、以下のような大学運営を目指して法人制度の設計を行う。

- (1) 自主的・自律的な大学運営
- (2) 教育研究活動の活性化が図れる大学運営
- (3) 機動性のある意思決定が図られる大学運営
- (4) 地域とともにある大学運営
- (5) 効率的かつ透明性の高い大学運営

組織運営

1 法人の設立および名称

公立大学法人の設立団体は、秋田市。設立時期は平成 25 年 4 月を目途とし、法人の設立に向け、市は、法人の名称を決定するとともに、定款

の議決など設立認可申請等の準備を進める。

2 法人が設置および管理する大学

法人が設置および管理する大学は新大学となるが、秋田公立美術工芸短期大学の運営管理についても、経過措置として法人が行うこととする。

3 法人の役員〔法定事項〕

役員構成と人数、任期、職務、権限等について定める。

4 (仮称)役員会(理事会)

公立大学法人制度では、役員会の設置に関する規定はないものの、法人として適切な執行体制を確立するため、理事長と理事で構成する(仮称)役員会(理事会)の設置の要否、その構成および審議事項を定める。

5 経営審議機関〔法定事項〕

法人の経営に関する重要事項を審議するための機関を置くが、その名称、学外者の参画も視野に入れた委員の構成、人数、任期および審議事項を定める。

6 教育研究審議機関〔法定事項〕

大学の教育研究に関する重要事項を審議するための機関を置くが、その名称、委員構成、人数、任期および審議事項を定める。

7 教授会〔法定事項〕

学校教育法の規定に基づき設置される「教授会」については、その構成や、審議事項を定める。

8 学長選考機関〔法定事項〕

学長を選考する機関を置き、人数や具体的な選考方法等を定める。また、法人成立後の最初の学長の任命を定款で定める。

9 法人の業務内容等

法人の業務は、大学の設置・管理を行うことおよびこれに附帯する業務とされているが、業務の執行に関する必要な事項については、定款および業務方法書等における位置付けや記載方法も含めて決定する。

目標・評価

1 中期目標〔法定事項〕

中期目標は、法人が一定期間（6年間）において達成すべき業務運営に関する目標であり、市長が、法人の意見に配慮の上、市の付属機関として設置する評価委員会の意見を聴き、議会の議決を経て定め、定めた後は、市長がこれを法人に指示するとともに公表する。

2 中期計画〔法定事項〕

中期計画は、市長が定めた中期目標に基づき、可能な限り具体性を備えた計画として法人が作成し、市長が評価委員会の意見を聴いて認可することとなっており、認可後、法人は当該計画を公表する。

3 年度計画〔法定事項〕

年度計画は、中期計画に基づき、年度ごとに実施すべき計画として法人が作成し、市長に届け出るとともに公表する。

4 評価委員会〔法定事項〕

評価委員会については、法人の業務実績に関する評価等を行うための市の付属機関として、平成24年度中に設置する。

また、評価委員会は、第三者機関として公正かつ厳正な評価を行う必要性から、大学に関する高い見識を有するものを含めた外部有識者で構成することとし、委員数、任期、選任方法等について定める。

5 評価制度〔法定事項〕

評価委員会の評価は、学校教育法の規定に基づく大学の自己点検、自己評価認証評価機関の評価を踏まえることとされており、これに配慮した評価制度となるよう定める。また、評価結果は、次期中期目標・中期計画及び年度計画の策定、運営費交付金等に適切に反映する必要があることから、その仕組み作りを行う。

財務・予算

1 会計制度

会計制度は、法人化により「企業会計原則」を基本とする「地方独立行政法人会計基準」に基づく制度に移行するが、制度移行に伴い、会計規

程の整備に併せ、法人の財務状況や運営状況を明らかにできる制度を確立する。

また、法人化後に新たな会計基準が適用されることになるが、それに伴う財務会計システムの構築に当たっては、官庁会計から企業会計への移行が円滑に行え、法人の業務運営状況が適切に把握できるシステムとなるよう、その仕様等を設計する。

2 財産的基礎

市は、法人の設立団体として、法人が業務を確実に実施するために必要となる基礎的財産を出資するが、その範囲についても定める。

3 運営費交付金

市は、法人に対して、法人独自の方針に沿った財務運営を可能とするため必要な運営交付金を交付するが、交付金の算定についてルール化する。

4 自主財源

授業料などの法人が徴収する料金については、その上限について議会の議決を経て市が認可するが、この上限の設定に当たっては、他の国公立大学の動向等を踏まえながら、適切に行う。また、各種補助金、産学官連携による受託研究、冠講座、寄付金など外部資金の積極的な獲得に努める。

5 利益の処分

中期計画期間中の経営努力によって生じた利益については、市長の承認を得て、当該中期計画に定めた用途に充当することを基本とする。

6 資金・資産の管理運用等

財務諸表等に基づき、的確に収支状況を把握し、計画的で適切な資金・資産の管理運用方法について定める。

7 監査体制

法人の業務運営の適正化および透明性の確保のため、監事等による監査体制を整える。

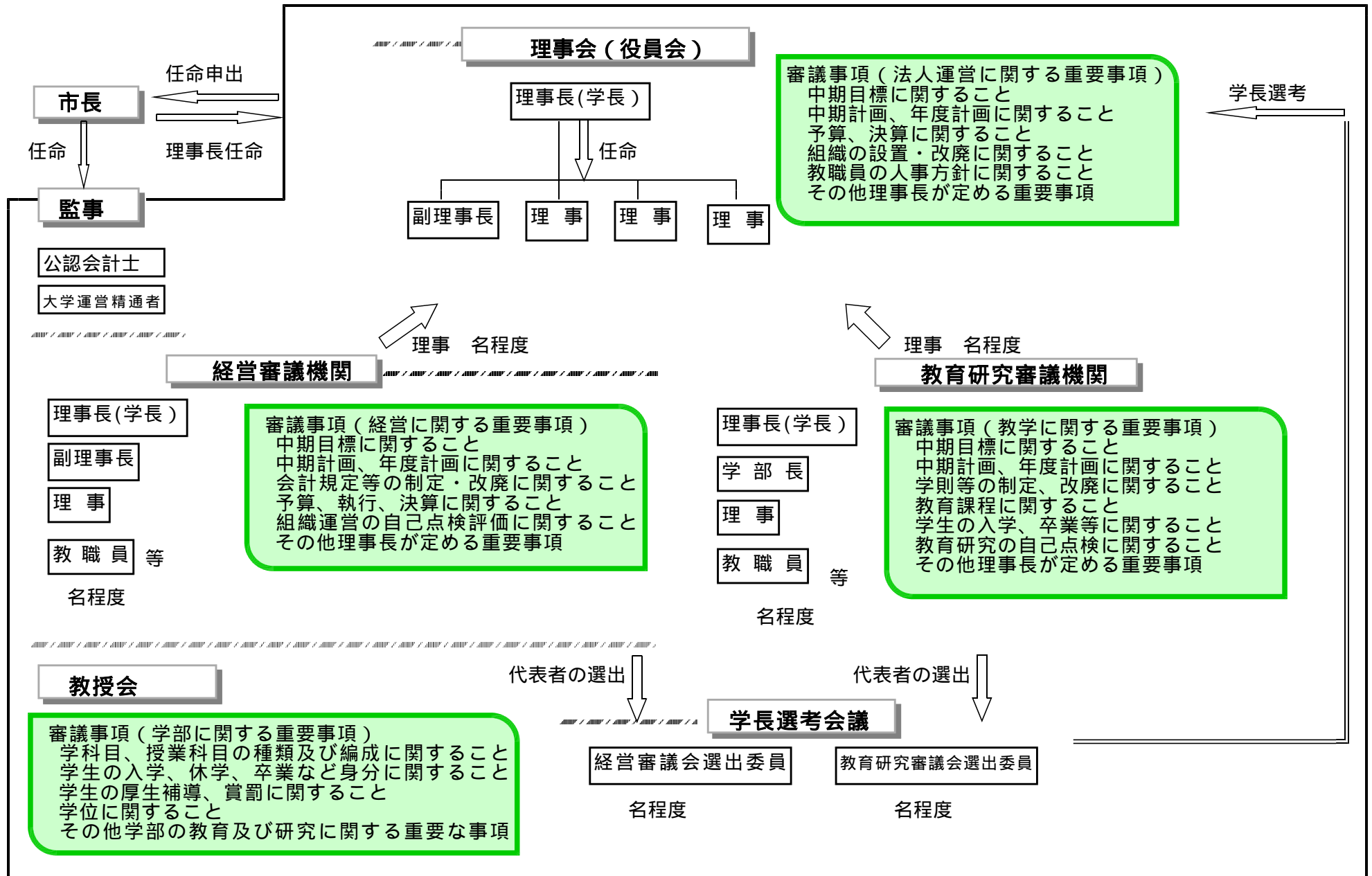
人事・労務

法人の人事制度や教職員の人事については、基本構想にある「教育研

究活動の活性化や機動的な大学運営を図るため、法人化のメリットを最大限に生かし、教員の任期制、年俸制、裁量労働制や、兼職・兼業の弾力化、新たな人事考課制度・評価制度など、各種人事制度の導入を検討し、弾力的に進める。」「法人経営や教育研究等を効果的・効率的に推進するため、専門的知識・能力を備えた事務職員の採用・育成や、定型的な業務の外部委託、人材派遣の活用等を検討する。」という方向性を重視し、以下の事項について制度の構築を行う。

- 1 人事制度
- 2 教員の人事・評価
- 3 事務職員の人事・評価
- 4 報酬・給与
- 5 服務・勤務時間
- 6 福利厚生・研修

公立大学法人組織図（理事会設置の場合）



公立大学法人組織図（理事会非設置の場合）

